

大牟田市合理的配慮提供支援助成金 募集要項

令和8年4月

大牟田市

1 助成事業募集の概要

市内事業者の社会的障壁の除去に係る必要かつ合理的な配慮の提供を行うことを支援するため、合理的配慮の提供に係る経費の一部について助成します。

2 募集期間

令和8年4月20日（月）～

※予算の上限に達した時点で、募集を終了することがありますのでご注意ください。

3 対象となる者

市内に多くの市民（不特定多数の市民）が利用することができる事業所や店舗等を有している事業者で、次の（１）及び（２）に該当する者

- （１）市税を滞納していないこと
- （２）その他法令に違反していないこと

ただし、以下に該当する場合は、助成の対象となりません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業者
- 性風俗関連特殊営業事業者

4 備品等の設置場所

大牟田市内の事業所や店舗等に設置する備品等が対象です。

5 備品等設置の実施期限

令和9年3月31日までに下記の対象事業が完了する必要があります。

6 対象となる経費

3つのメニューがあります。

①コミュニケーション ツール作成費	②物品購入費	③工事施工費
<ul style="list-style-type: none">点字メニューコミュニケーションボード音声コードを用いたパンフレットなど	<ul style="list-style-type: none">折り畳み式スロープ車いす昇降機筆談ボード音声拡張機簡易洋式トイレ受付用ローカウンター高さ可動式テーブルなど	<ul style="list-style-type: none">手すりの設置段差の解消点字ブロック等の敷設和式トイレの洋式化ドアの改修・取替洗面所・手洗い場の改修など

※ 他制度の補助の対象となった経費は、本事業の補助対象経費になりません。

7 助成金額

	①コミュニケーション ツール作成費	②物品購入費	③工事施工費
助成率	10/10 以内	9/10 以内	
助成上限額	5万円	10万円	20万円

1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。

※ 補助金の額は本事業の予算の範囲内で決定されるため、交付決定額が申請額を下回ることがありますのでご了承ください。

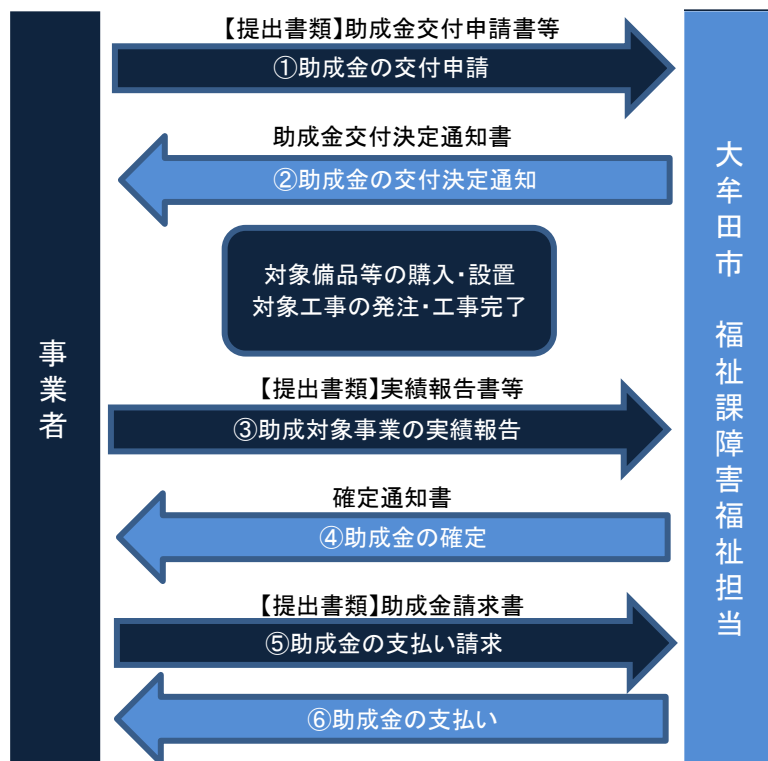
※ 金額も含め申請内容に変動がある場合は、問い合わせ先にご相談ください。変更の申請が必要な場合があります。

※ 実績報告時での補助金の増額は認められません。

8 応募方法

申請は、1申請者につき、①コミュニケーションツール作成費②物品購入費③工事施工費それぞれ1回のみとします。

(1) 申請から補助金の交付（支払）までの流れ



(2) 提出書類

ア. 交付申請時

【共通】

- (ア) 助成金交付申請書（様式第1号）
 - (イ) 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書
 - (ウ) 市税の滞納のない証明書（写し可、3か月以内に発行されたもの）
- ※市役所2階の税務課の窓口で取得することができます。

① コミュニケーションツール作成費

- (エ) 物品内訳書（様式第2号）
- (オ) 対象経費の見積書の写し
- (カ) コミュニケーションツールの仕様書

② 物品購入費

- (エ) 物品内訳書（様式第2号）
- (オ) 対象経費の見積書の写し
- (カ) 対象経費の内容が分かるカタログ等の写し

③工事施工費

- (工) 工事計画書(様式第3号)
- (オ) 工事見積書及び工事図面の写し
- (カ) 施工前の写真

イ. 実績報告時(事業完了後30日以内または令和9年3月末日のいずれか早い日まで)

【共通】

- (ア) 実績報告書(様式第8号)
- (イ) 実績報告書 別紙

①コミュニケーションツール作成費・②物品購入費

- (ウ) 請求書または納品書の写し
- (エ) 領収書の写し

③工事施工費

- (ウ) 工事契約書の写し
- (エ) 工事内訳書の写し
- (オ) 施工後の写真
- (カ) 領収書の写し

(3) 提出方法

上記提出書類を各1通下記提出先まで郵送または直接提出してください。

9 事業実施に当たっての留意点

物品購入前、工事着工前の申請が必要です。

交付決定前に物品購入、工事着工したものは助成対象となりません。

※申請から交付決定まで約2週間かかりますので、ご注意ください。

【提出先及び問合せ先】

大牟田市保健福祉部福祉支援室 福祉課 障害福祉担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL 0944-41-2663 FAX 0944-41-2664

Eメール e-fs-shougai01@city.omuta.fukuoka.jp

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
名 称
代表者役職・氏名

助成金交付申請書

大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金の交付について、大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 対象経費区分及び合理的配慮の内容

- コミュニケーションツール作成費
()
- 物品購入費
()
- 工事施工費
()

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

大牟田市長 様

所在地

団体名

代表者名

電話番号

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）による助成金の利用により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を要綱による助成金の対象から排除していることを認識したうえで、要綱第2条第3号、第4号及び第5号の規定（暴力団排除条項）について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、助成金交付の決定の取消し等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 要綱第2条第3号、第4号及び第5号の規定に該当します。
- 2 役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、私及びこの名簿に記載した者について、要綱に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

〈役員等名簿〉

役職名等	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	住 所
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	

1. この書面に記載された個人情報については、大牟田市個人情報保護条例（平成14年条例第22号）の規定により、上記以外の目的には使用しません
2. 裏面の記入要領を参照し、記載してください。

【大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金交付要綱抜粋（暴力団排除条項）】

第2条 助成金の対象となる者(以下「助成対象事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(2)略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の構成員(同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))ではない者。

(4) 暴力団員が役員となっていない団体。

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者。

記 入 要 領

1 この書面には、次に該当する者を記載すること。

(1) 株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）

(2) 合名会社又は合同会社については、社員

(3) 合資会社については、無限責任社員

(4) 社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）

(5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者

(6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

(7) 次に該当する場合は、(1) から (6) に掲げる者のほか、次の者

ア 支配人を置く場合は、支配人

イ 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者

様式第2号（第4条関係）

物 品 内 訳 書

※該当するものに☑

（ コミュニケーションツール作成費① 物品購入費② ）

商品名 (型番)	数量	見積金額(円) (税抜)
合 計		円(a)
助成基準金額 (a)×助成率 (①10/10、②9/10)		円(b)
助成限度額 (①50,000円、②100,000円)		円(c)
申請金額 ((b)または(c)のいずれか低い額)		円

※申請金額は、1,000円未満の端数切捨て

・導入物品等の設置場所等

設置場所（事業所名等） _____

所在地 大牟田市 _____

様式第3号（第4条関係）

工 事 計 画 書

1 工事場所

名 称

住 所

2 工事施工者

施工者

住 所

代表者

3 工事内容

4 工事期間

期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 予定金額（見積金額）

_____ 円（税抜）

6 申請金額（①または②のいずれか低い額） _____ 円

（1,000円未満の端数切捨て）

① 見積金額×9/10 _____ 円

② 助成限度額 200,000円

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
名 称
代表者役職・氏名

事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた助成金交付申請書の内容に変更等がありましたので、大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更の内容

対象経費区分及び合理的配慮の内容

コミュニケーションツール作成費

()

物品購入費

()

工事施工費

()

2 変更の理由

3 添付書類

大牟田市長 様

所在地
名 称
代表者役職・氏名

事業中止（廃止）届出書

年 月 日付 第 号で交付決定があった事業を下記のとおり
中止（廃止）したいので、大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金交付要綱第
7条の規定に基づき届け出ます。

記

助成金交付決定額	
中止（廃止）の理由	

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
名 称
代表者役職・氏名

実 績 報 告 書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金について、対象となる事業が完了しましたので、大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 対象経費区分及び合理的配慮の内容
 - コミュニケーションツール作成費
()
 - 物品購入費
()
 - 工事施工費
()

- 2 添付書類
様式第8号 別紙

様式第8号 別紙

●コミュニケーションツール作成費

助成事業に要した経費(税込み)	助成対象経費(税抜き) ①	助成率 ②	助成金算出額 (①×②) ③	交付決定済額 ④	実績報告額 (③または④のいずれか低い額)
円	円	10/10	円	円	円

※実績報告額は1,000円未満の端数切捨て

設置場所
(事業名等) _____

所在地 大牟田市 _____

●物品購入費

助成事業に要した経費(税込み)	助成対象経費(税抜き) ①	助成率 ②	助成金算出額 (①×②) ③	交付決定済額 ④	実績報告額 (③または④のいずれか低い額)
円	円	9/10	円	円	円

※実績報告額は1,000円未満の端数切捨て

設置場所
(事業名等) _____

所在地 大牟田市 _____

●工事施工費

助成事業に要した経費(税込み)	助成対象経費(税抜き) ①	助成率 ②	助成金算出額 (①×②) ③	交付決定済額 ④	実績報告額 (③または④のいずれか低い額)
円	円	9/10	円	円	円

※実績報告額は1,000円未満の端数切捨て

設置場所
(事業名等) _____

所在地 大牟田市 _____

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
名 称
代表者役職・氏名
担当者
連絡先

助 成 金 請 求 書

年 月 日付 第 号で確定した大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金について、大牟田市合理的配慮の提供の支援に係る助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり支払を請求します。

記

- 1 助成金交付確定額 金 円
- 2 助成金請求額 金 円

金融機関名	預金種別	口座番号	フリガナ
			口座名義
銀行 本店・支店	普通・当座		